

新型コロナウイルス感染症に関して 県知事から県民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の全国における感染拡大状況に鑑み、
県民の皆さまへ次のお願いをいたします。

外出の自粛などについて

- ①「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店などへの外出の自粛について、強く要請します。
- ②咳や発熱などの症状がある場合は、通勤などであっても決して無理をして外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- ③生活用品の買い出しなど、生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようにお願いします。
- ④対象区域への往来自粛については、次のことについて特に留意してください。
 - ・対象区域への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り対象区域への往来自粛をお願いします。
 - ・特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。
 - ・対象区域に通勤している方は、テレワークを活用するなど、できる限り在宅での勤務をお願いします。なお、勤務先で在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は相談窓口「和歌山県商工観光労働総務課（☎073 - 441 - 2725）」にご連絡ください。
 - ・観光業などの事業者の皆さまには、対象区域から予約があった場合に自粛を働きかけていただくようお願いします。
- ⑤その他一般的に、外出については必要性をよく考え、先送りできるのであれば自粛をお願いします。

緊急事態措置すべき区域から 帰省・転勤された方について

現在、2週間の自宅待機とともに「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いしていますが、ご近所で対象区域から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。

帰国者・帰省者・転勤者
連絡ダイヤル

☎073 - 441 - 2170

厚生労働省の電話相談窓口

☎0120 - 565653 (フリーダイヤル)
【9時～21時】

和歌山県 健康推進課

☎073 - 441 - 2170 【24時間対応】

湯浅保健所

☎64 - 1291

